

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

区役所より連絡があり国民年金に加入した。国民年金保険料は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 49 年 6 月までは、経営していた店に 3 か月に一度、集金人が訪問した時に現金で払っており、一度も滞納したことがないのに申立期間のみが未納になっているのは納得がいかない。

もし滞納したのであれば、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの集金分を申立期間の保険料に充当しなかったのが理解できない。49 年 7 月以降は銀行振込にしたが一度も納付が遅れたことはない。

保険料の納付は妻が行っており、昭和 31 年に店を開店し、店も繁盛しており、仕入の支払もすべて現金で決済していた。取引先も官公庁が多く未収金も無く、現在まで資金に困ったことはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年に連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、同年 4 月からそれぞれ 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦が所持する国民年金保険料領収書及び口座振替通知書により納付日の確認ができる期間においては、国民年金保険料はすべて現年度納付されており、夫婦二人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、年度当初の 4 月から 6 月までの期間であり、年度当初の 3 か月分の国民年金保険料のみを納付しない特別な事情もうかがえず、継続して保険料を納付していたとする申立人の申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

区役所より連絡があり国民年金に加入した。国民年金保険料は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 49 年 6 月までは、経営していた店に 3 か月に一度、集金人が訪問した時に現金で払っており、一度も滞納したことがないのに申立期間のみが未納になっているのは納得がいかない。

もし滞納したのであれば、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの集金分を申立期間の保険料に充当しなかったのが理解できない。49 年 7 月以降は銀行振込にしたが一度も納付が遅れたことはない。

保険料の納付は私が行っており、昭和 31 年に店を開店し、店も繁盛しており、仕入の支払もすべて現金で決済していた。取引先も官公庁が多く未収金も無く、現在まで資金に困ったことはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年に連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、同年 4 月からそれぞれ 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦が所持する国民年金保険料領収書及び口座振替通知書により納付日の確認ができる期間においては、国民年金保険料はすべて現年度納付されており、夫婦二人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、年度当初の 4 月から 6 月までの期間であり、年度当初の 3 か月分の国民年金保険料のみを納付しない特別な事情もうかがえず、継続して保険料を納付していたとする申立人の申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 46 年 3 月まで

国民年金の受給手続の件で、A 市役所に赴いた際に、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知った。

申立期間当時は、国民年金保険料の集金人が自宅に来ていたので、私が夫の国民年金保険料と一緒に納付していた。

夫の保険料のみが納付済みになっており、私の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

国民年金手帳では B と略字で記載されており、C が本当の字である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 44 年 4 月 1 日に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人が自身の分とその夫の国民年金保険料を併せて納付していたと申し立てており、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みである上、D 市が保管する申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 48 年度及び 49 年度において、夫婦の国民年金保険料は、同一日に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されることを勘案すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

老後豊かな生活を送りたいと思っていた時に、サラリーマンの妻でも国民年金に任意で加入できることを知り、少しでも多く年金をもらいたいと思って国民年金に加入した。そのうちに国民年金に付加保険料制度があることを知り、昭和 50 年 10 月から付加年金にも加入した。

17 年近く国民年金に加入しているのに、3 か月分だけ未納期間があるということは考えられない。当時は集金人が自宅に来ていたので、保険料の未納があれば指摘してくれていたと思うが、一度も未納があると言われたことはない。

集金人が国民年金手帳に保険料の領収書を貼付^{ちようふ}していたが、申立期間の領収書が無いのは、集金人を信用していたから、当時、すべての領収書^はを貼っていることを確認しなかったのではないかと思う。

国民年金の加入期間はすべて保険料を納付しているはずなのに、未納があるということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であるとともに、申立人は、昭和 37 年に国民年金に任意加入して以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであるばかりでなく、申立期間の1年前の 50 年 10 月から厚生年金保険に加入するまでの約 5 年間は、申立期間を除き、付加保険料を納付していることから見て、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市においては、集金人により

国民年金保険料を集金していたことが確認でき、集金人が申立期間の3か月分のみ集金することを失念するとは考え難い上、申立期間前後の期間を通じて、申立人の仕事や住所に変更が無く、生活状況に大きな変化は無かったと見られることから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 8 月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納で、同年 8 月は、国民年金に未加入期間とされていた。

当時、私は A 県 B 市に居住し、夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に支払っていたことを記憶している。

当時の国民年金保険料を納付した証拠となるような資料は役所を信用していたこともあり保存していないが、国民年金手帳には国民年金印紙検認台紙の切取線に割印が残っているので、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に国民年金保険料を納付したことを記す検認印の押印があることから見て、社会保険庁において、当該期間の国民年金保険料をいったん収納していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 39 年 8 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとされていることから、当該期間において、国民年金に未加入とされているものの、申立人が同年 8 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらず、当該期間は国民年金の強制加入期間である。

一方、申立期間①及び②については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料も、当該期間は未納とされていることが確認でき、ほかに申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙の切取線に割印が残っているのは、国民年金保険料を納付したことを示す証拠であると申立人は主張するものの、当該期間当時、申立人が居住していたB市は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金印紙検認台紙を切り離す際に押印していたと説明していることに加え、当時の「国民年金市町村事務取扱準則」において、「検認印により切り取り線上に契印し、検認台紙を国民年金手帳から切り離すこと」と定められていたことから見て、当該割印が押印されていることのみをもって、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。当時、私は専門学校の学生であったが、「国民年金の保険料を払わないと老後に困る。」との叔父の勧めもあり、自分には大金であった保険料を、両親からの仕送りとアルバイトでためたお金から捻出し、銀行で未納であった国民年金保険料を一括して納付した。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と比較的短期間である上、申立人は、2回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度への理解は深く、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の原資について、両親からの仕送りとアルバイト代から捻出し、国民年金保険料に見合う程度の保険料を納付したと具体的に申し立てている上、申立ての金額は、当該期間を納付するために必要な国民年金保険料額とほぼ一致することが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立人に国民年金への加入及び保険料納付を勧めた叔父も、申立人と同様の供述を行っており、申立内容に矛盾は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 8 月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納で、同年 8 月は、国民年金に未加入期間とされていた。

当時、私は A 県 B 市に居住し、夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に支払っていたことを記憶している。

当時の国民年金保険料を納付した証拠となるような資料は役所を信用していたこともあり保存していないが、国民年金手帳には国民年金印紙検認台紙の切取線に割印が残っているので、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に国民年金保険料を納付したことを記す検認印の押印があることから見て、社会保険庁において、当該期間の国民年金保険料をいったん収納していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 39 年 8 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとされていることから、当該期間において、国民年金に未加入とされているものの、申立人が同年 8 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらず、当該期間は国民年金の強制加入期間である。

一方、申立期間①及び②については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料も、当該期間は未納とされていることが確認でき、ほかに申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙の切取線に割印が残っているのは、国民年金保険料を納付したことを示す証拠であると申立人は主張するものの、当該期間当時、申立人が居住していたB市は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金印紙検認台紙を切り離す際に押印していたと説明していることに加え、当時の「国民年金市町村事務取扱準則」において、「検認印により切り取り線上に契印し、検認台紙を国民年金手帳から切り離すこと」と定められていたことから見て、当該割印が押印されていることのみをもって、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで
② 昭和 35 年 12 月 4 日から 36 年 10 月 6 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 17 日から 38 年 12 月 30 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 34 年から 41 年まで働いていた期間について、脱退手当金が支給済みとの記録となっていた。私は、脱退手当金を、結婚前後を通じて全く受取っていない。

支給したというのであれば、支払場所や支払期日、その金額を知らせてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は記されていない。

また、事業主は「退職者に対し脱退手当金の説明を行っていないし、代理請求も行っていない。」と供述しており、さらに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同じ昭和 41 年前後の同僚 9 人の中で、脱退手当金の支給記録がある者は一人のみである上、同僚の一人は、「退職する際、会社から脱退手当金の説明は受けなかった。周りの人からも、脱退手当金の話を聞いたことは無い。」と供述していることから判断すると、事業所による代理請求が行われたとは考え難い。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②及び③の間にある被保険者期間（昭和 36 年 10 月 20 日から同年 11 月 13 日までの期間）に

については、その計算の基礎とされておらずに未請求のままとなっており、当該期間については、平成 20 年に至って、申立人が社会保険事務所に申し出たことにより初めて記録が確認された被保険者期間であることからみると、申立人が脱退手当金を請求しているのであれば、当該期間を失念するとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間直後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることからみて、申立人の「厚生年金と繋^{つな}げるために国民年金に加入した。」という供述内容に矛盾は無く、申立期間当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 28 年 9 月 5 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているということだが、退職の際に会社から脱退手当金の説明は無かったので何も知らず、厚生年金保険被保険者証をずっと保管し、昭和 30 年代半ばくらいに行った日雇い先の組合の上司や父から年金を続けるよう言われたので、市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めてきた。

しかし、60 歳になって、年金受給手続のため社会保険事務所を訪れたときに脱退手当金が支給されているため厚生年金保険の加入期間は無いと言われた上、厚生年金保険被保険者証を取られてしまった。

私は、申立期間についての脱退手当金の請求手続をしたことは無いし、脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社を資格喪失した約1年後の昭和29年9月15日に支給されている上、被保険者名簿に記載された申立人と資格取得日が同じ女性被保険者44人のうち、同事業所で2年以上の被保険者期間のある者で脱退手当金の支給記録が確認できる者は13人中1人(申立人のみ)であり、勤務先事業主が退職時に一括して代理請求していたとは考え難い。

また、申立人は、出産のため退職した際、事業主からは脱退手当金の説明は無かったので、手続をせずに厚生年金保険被保険者証を保管していたこと、数年後、父親等から年金は大事だから厚生年金とつなげるよう国民年金に加入するよう言われたことから、国民年金に加入して保険料を納めてきたこと、60歳になって厚生年金をもらう手続のため社会保険事務所を訪れたときに、社会保険庁の記録上、脱退手当金を受給していることを初めて認識したこと、厚生

年金保険被保険者証を回収されたことなどを詳細かつ具体的に説明している。

さらに、脱退手当金支給額 1 万 9,213 円は、法定支給額 7,665 円と 1 万 1,548 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 20 日から 40 年 7 月 21 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているということだが、退職の際に会社から脱退手当金の説明は無く、厚生年金保険被保険者証を渡され、「再就職のときに必要となるので大切に保管しておくように。」という説明があったので保管していたが、引っ越しのときに失くしてしまった。

私は、申立期間について脱退手当金の請求手続をしたことは無いし、受給したとされている時期は、結婚や引っ越し、妹の看病等で婚姻届が提出できないくらい慌ただしかった上、脱退手当金という給付制度があることすら知らなかったので、脱退手当金を請求するはずは無く、脱退手当金は受給していない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者 37 人のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年間程度において資格を喪失した者で、A社B支社において 2 年以上の被保険者期間のある者について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は 14 人中 2 人と少なく、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、退職時には脱退手当金の説明は受けておらず、厚生年金保険被保険者証の交付を受け、今後就職の機会があれば次の会社に同被保険者証を提示するよう経理担当者に説明を受けたと主張しているところ、申立人と同時期に退職し、脱退手当金を受給していない 9 人の同僚から聴取した結果、事業所から申立人と同様の説明を受けて、被保険者証の交付を受けた旨の複数の同僚の供述が得られ、申立人が脱退手当金を受給していないとする申立内容

と符合する。

さらに、申立人と同じ事業所の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人にはその表示が無く、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者で脱退手当金が支給されたことを確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 39 年 8 月 26 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 26 日まで勤務した A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

B 社を退職した 1 週間後には、他県に転出しており、脱退手当金の請求手続を行った記憶も無く、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 26 日前後に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている 9 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 7 人であるが、申立人を含む二人には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある一方、残りの 5 人については「脱」の表示は無い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額とわずかに相違しているが、その原因は不明である。

なお、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、他の事業所に異動している申立人の双子の妹は、脱退手当金の支給記録は確認できないにもかかわらず、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同様に「脱」の表示が確認できる上、同名簿における申立人の氏名に誤りが認められること

から、同名簿による年金記録管理が不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和38年7月及び同年9月から39年3月までの期間については8,000円、同年4月から同年8月までの期間については9,000円、同年9月から同年11月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間については1万円、同年4月については1万2,000円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立人は、申立期間②から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を42年1月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、40年6月を1万2,000円、41年12月を1万6,000円、42年4月を1万8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係るこれら申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年2月23日から40年6月25日まで
② 昭和40年6月25日から同年7月1日まで
③ 昭和41年12月31日から42年1月1日まで
④ 昭和42年4月21日から同年5月1日まで

申立期間①については、A社における厚生年金保険被保険者期間であるが、当該期間における給与支払明細書があり、社会保険事務所が記録している標準報酬月額が間違っていると思われるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社に昭和40年6月30日まで勤務しており、同年6月分の厚生年金保険料控除が確認できる給与支払明細書がある。さらに、申立期間③についても、B社に昭和41年12月31日まで勤務し

ており、同年 12 月分の厚生年金保険料控除が確認できる給与支払明細書がある。

加えて、申立期間④については、C社に勤務していたが、昭和 42 年 5 月 1 日に関連会社であるD社が設立されたのを機に、同社に異動しているが、勤務場所の変更は無く、両事業所における厚生年金保険料控除が確認できる給与支払明細書があるので、申立期間②、③及び④について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間①のうち、昭和 38 年 7 月及び同年 9 月から 39 年 3 月までの期間については 8,000 円、また、同明細書において確認できる報酬月額から、同年 4 月から同年 8 月までの期間については 9,000 円、同年 9 月から同年 11 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間については 1 万円、同年 4 月については 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち昭和 38 年 5 月から 40 年 4 月まで一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した昭和 38 年 2 月分から 40 年 6 月分までのA社の給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、及び 40 年 6 月の勤務日数と他の月の勤務日数がほぼ同一であることが確認できることなどから判断すると、申立人が同事業所に同年 6 月末日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出したA社における昭和40年6月の給与支払明細書から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、雇用保険の資格喪失日（離職日）及び厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、申立人が提出した昭和41年3月分から同年12月分までのB社の給与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、申立期間を含む同年4月から同年12月までの基本給はすべて同額となっていることが確認できること、及び申立人の同僚の供述などから判断すると、申立人が同事業所に同年12月末日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では関係資料が保存されておらず不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和42年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを41年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④については、雇用保険被保険者記録、申立人が提出したC社及びD社における給与支払明細書等から判断すると、申立人がC社及びD社

に継続して勤務し（昭和 42 年 5 月 1 日に C 社から D 社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人の C 社における昭和 42 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C 社では関係資料は保存されておらず不明であるとしているが、雇用保険の資格喪失日及び厚生年金保険の資格喪失日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 62 年 6 月までの期間、63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 4 年 4 月から 5 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
⑤ 昭和 60 年 4 月から 62 年 6 月まで
⑥ 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
⑦ 平成 4 年 4 月から 5 年 11 月まで

平成 9 年に、A 市 B 区役所で年金記録の確認を行ったところ、担当職員から「これまでに保険料は百数十万円を納めているが、完納には不足している。」と言われ、持ち合わせていたお金から保険料を納付した。

しかし、「電算入力したので領収書は渡さない。」と言われ、また、持参した年金手帳も取り上げられた。後日、新しい手帳を送付するということだった。

同時に私の妻の年金については、「さらに納めると割増金が付いて率が良い。」との説明を受け、妻のこの分の保険料を納めるように担当職員から勧められ、都合数十万円を一括して納めて帰った。

65 歳の時、同区役所に出向き新しい手帳のことを尋ねると「そんなものはありません。」と言われ、さらに、数十万円を納めたことを話すと「そんな入金^{あぜん}は全くない。」と言われ唖然とした。

申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年に、申立期間に係る国民年金保険料をA市B区役所において一括納付したと主張しているが、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料であり、納付したとする区役所においては、過年度の国民年金保険料を収納することはできなかつたものと考えられるとともに、申立人が納付したとする時点においては、申立期間のいずれの期間の国民年金保険料も時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

集金人に国民年金保険料を納付していたが、役所から納付書が届いたので払わないといけないと思い、すぐに銀行で納付した。当時は、二重に払っていることに気づいておらず、1 年程前、領収書を確認しているときに分かった。

二重に払った保険料は、昭和 59 年 7 月 18 日に還付したとのことであるが、還付を受けた記憶は無い。還付したのであれば、私に発行した領収書等の証拠を示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立期間の国民年金保険料が昭和 59 年 2 月 25 日及び同年 6 月 20 日に重複して納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の特殊台帳は保存されていないものの、申立期間に係る保険料については、社会保険事務所が保管する還付整理簿では、重複納付のため還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無い上、A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間は重複納付のため還付した旨の記載があることから見て、社会保険事務所における申立期間の国民年金保険料の還付手続に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、その後に養父母となる叔父、叔母と小学生のころから同居しており、時期は不明であるが、叔父が国民年金の加入手続を行ってくれた。

A 市場内に在った叔父の店で働いており、市場の組合の事務員（B さん、C さん）が国民年金保険料を集め、毎日市場に来ていた D 銀行の行員に渡していた。

叔父が叔母と私の分の国民年金保険料を負担してくれており、結婚後には叔父の養子となった私の夫の分も納付してくれた。

私の旧姓 E 名義の国民年金手帳は市場の組合事務所に預けていたが、市場が火災で全焼した際に焼失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 12 月に払い出されたこと、及び申立人が所持する国民年金手帳の交付日は 49 年 3 月 28 日であることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び F 市 G 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の国民年金保険料納付記録及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間直後の昭和 48 年度の国民年金保険料については、昭和 49 年 4 月 26 日に、1 年分を一括納付されていることが確認できるものの、その時点では、申立期間は、現年度納付によっては保険料を納付することができない期間であるとともに、そのほとんどの期間（昭和 42 年 4 月から 46 年 12 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の養父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入手続や保険料を納付していたとする養父は既に死亡しており、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月及び同年8月並びに47年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月及び同年8月
② 昭和47年9月から49年3月まで

平成16年に国民年金の記録照会をした際、申立期間が空白期間となっていたので不審に思い調べてもらったが、単に分からないとの回答であった。

昭和47年9月ごろに、その後の期間も併せて国民年金保険料に充当してくれるように申込みをし、保険料を納付したはずなので納得がいかない。

国民年金への加入手続、申立期間の保険料の支払いは母親に依頼していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月ごろ、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとしているものの、この時点においては、申立期間②のうち48年4月から49年3月までの国民年金保険料額は定められていなかったことから、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月に払い出されていることが確認でき、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間①及び②のうちの47年9月に係る国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の支払いに直接関与しておらず、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金への加入手続及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が

不明である。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から52年3月まで

私は、従兄の妻が経営する店に住込みで働き、家族同然の生活をしていた。従兄の妻が国民年金に加入していたので私も自然と加入したが、加入手続や国民年金保険料の納付は従兄の妻がしてくれていた。

国民年金保険料は自分で負担していたのではなく、昭和56年10月に結婚するまでは、従兄の妻が私の分も負担して一緒に納付してくれていた。

保険料は毎月郵便局で納めており、領収書は従兄の妻からもらっていたと記憶している。

当時の手帳は現在持っておらず、平成19年11月に再交付を受けた。

保険料は納付していたはずなので、申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の従兄の妻が国民年金への加入手続及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったと主張するものの、申立人の従兄の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金への加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びA市B区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に払い出されたことが確認できるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部（昭和

48年12月から50年9月までの期間)は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、50年10月から52年3月までの保険料は、過年度納付により納付することは可能であるものの、保険料を毎月郵便局において納付したとの主張とは符合しない。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 6 月まで

私の所持している国民年金手帳に、国民年金被保険者資格の取得日が昭和 36 年 4 月になっていることから、私がこの時期に国民年金に加入したことは間違いなく、その後の国民年金保険料は毎月、集金人に渡していたと記憶している。

私は、結婚後も引き続き国民年金保険料を納めていたが、夫は自営をしていたものの、国民年金には加入していない。

時期は憶^{おぼ}えていないが、A市B区役所から国民年金保険料が未納となっているとの連絡を受けたので、生命保険を解約して保険料を一括納付した記憶があり、その時期は、昭和 36 年 10 月に生まれた子供が小学生になっていたと記憶しているので、42年から48年ごろの間であったと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 7 月に払い出された記録となっており、当該国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分（昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの期間）の期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、特例納付が実施されていた時期とも異なっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、申立期間直後の昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 3 か月後の 51 年 10 月に一括納付されていることが確認でき、申立人は、この時点で国民年金への加入手続を行い、過年度納

付が可能な限度までさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明した。申立期間の国民年金保険料は、私の妻が A 県 B 市役所に出向いて納付していた。国民年金保険料の納付については、妻に任せていたので、詳しいことは分からないが、時々、市役所から国民年金保険料の納付の催告がきたりしており、その度に妻が市役所で 1 年分の保険料をまとめて納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、既に妻と離婚しているため、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻からは供述を得ることができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料を妻が納付していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録により、申立期間において、申立人の妻の国民年金保険料も未納であることが確認できる。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年10月までの期間及び9年1月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から8年10月まで
② 平成9年1月から10年2月まで

社会保険事務所において国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間が未納とされていた。平成10年までの国民年金保険料は、死亡した妻がA市役所で一括納付したと言っていた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は、既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻は、平成10年7月に死亡しているが、申立人は、同年12月に、8年11月及び同年12月の申立人に係る国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険事務所の記録から確認でき、この時点では、申立期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付することのできない期間である。

さらに、申立人は、申立人の妻から申立期間①及び②の国民年金保険料を一括して納付したとの話を聞いたと主張しているが、申立人自身が申立人の妻の死亡後に国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容とは相違するとともに、社会保険事務所の記録から、申立人の妻は、平成8年4月17日に同年4月から10年3月までの自身の国民年金保険料を前納していることが確認でき、妻が一括して国民年金保険料を納付したと話したのは妻自身の保険料納付に関するものであったと考えるのが自然である。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 39 年 11 月までの期間、40 年 2 月から 43 年 2 月までの期間、46 年 9 月、47 年 3 月及び同年 4 月、48 年 5 月から 50 年 6 月までの期間、51 年 10 月、52 年 10 月及び同年 11 月並びに 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 39 年 11 月まで
② 昭和 40 年 2 月から 43 年 2 月まで
③ 昭和 46 年 9 月
④ 昭和 47 年 3 月及び同年 4 月
⑤ 昭和 48 年 5 月から 50 年 6 月まで
⑥ 昭和 51 年 10 月
⑦ 昭和 52 年 10 月及び同年 11 月
⑧ 昭和 57 年 3 月

社会保険事務所において国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。友人に勧められ、昭和 57 年 3 月ごろに A 市役所で国民年金の加入手続をした。その際に、窓口の職員から過去の未納となっている期間の国民年金保険料を納付することができ、納付すれば国民年金が満額給付されるとの説明を受け、数十万円の保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和 57 年 3 月ごろに未納であった国民年金保険料を一括して納付したと申し立てているものの、社会保険事務所の記録により、申立人は 59 年 6 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、

この時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効により保険料を納付することができなくなった期間について保険料を納付することができる第3回目の特例納付の実施期間についても、55年6月30日で終了していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年1月まで

「60歳から5年間、年金をもらうまで国民年金をかけます。」と言って、毎月A市役所の国民年金担当窓口に行き、国民年金保険料を払っていた。65歳の老齢基礎年金の請求時に、社会保険事務所の窓口職員から、「保険料を二重にかけている。」と言われたため、社会保険事務所でもらった紙をA市役所の国民年金担当窓口を持って行き、国民年金の納付記録を確認してもらったところ、同市役所からは申立期間の国民年金保険料は払っていないと言われた。当時は、会社に勤務していたが、会社からは給与明細書ももらっておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていることは知らなかったために、国民年金保険料を払い続けていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、老齢基礎年金の裁定請求時に、社会保険事務所の窓口職員から「保険料を二重にかけている。」と言われたと主張しているものの、社会保険庁のオンライン記録及びA市役所が保管する国民年金納付記録では、申立期間は国民年金被保険者期間とはされておらず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の窓口職員から「保険料を二重にかけている。」と言われたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録からは、社会保険事務所が、国民年金保険料が過誤納付されたことによる還付処理を行ったことが確認できない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人自身が厚生年金保険の被保険者であることを知らなかったため、国民年金保険料を納付してきたと主張しているものの、申立人が申立期間当時に勤務していたB社に対する調査の結果、同社では、給与の支給時には従業員に給与明細書を交付していたとしている上、申立人自身も健康保険に加入し被保険者証の交付を受けたことを認めており、申立内容に矛盾がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から49年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

同居していた私の母が国民年金保険料を町内の役員に払っていたので、私が20歳になった昭和37年11月から私の国民年金保険料も一緒に払ってもらっていた。43年1月に結婚してA市からB市C区に転居したが、申立期間①については、国民年金手帳をA市の実家に置いていたので引き続き母に国民年金保険料を払ってもらっていた。

申立期間②については、当時好景気の時期であり、夫が日掛け預金の集金に来ていたD信用金庫（現在は、E信用金庫。）の職員に国民年金保険料を払っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和43年1月8日にB市C区に転居している旨の記載と併せて同年1月17日付けの転入通知の受付印が押されているとともに、B市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、同区役所が50年1月に職権で43年1月8日にさかのぼって申立人のA市からB市C区への住所変更を行っていることが確認できることから、申立人は、A市からB市C区に転入した際に住民台帳の住所変更手続は行ったものの、国民年金の住所変更手続を行わないまま職権により住所変更が行われるに至ったものと考えられる。

また、社会保険庁の特殊台帳により、社会保険事務所が昭和51年3月22日に申立人に納付勧奨の葉書を送付し、申立人が同年5月に申立期間①直後の

49年4月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であるとともに、国民年金手帳をA市の実家に置いていたので引き続き母親に国民年金保険料を支払ってもらっていたとする申立内容は不自然である。

さらに、B市C区役所が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和59年3月に国民年金保険料の納付方法を同市嘱託員による集金から自主納付へ変更していることが確認できるものの、D信用金庫では、申立期間②当時、国民年金保険料を集金することは行っていなかったことから、夫が日掛け預金の集金に来ていたD信用金庫の職員に国民年金保険料を支払っていたとする申立内容は不自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立期間について、申立人の母親及び夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親及び夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年1月までの期間、同年9月、同年12月及び46年1月、47年7月及び同年8月、48年4月、50年8月から57年9月までの期間、60年7月から61年3月までの期間、平成2年2月から同年5月までの期間、8年2月から同年5月までの期間並びに9年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年1月まで
② 昭和45年9月
③ 昭和45年12月及び46年1月
④ 昭和47年7月及び同年8月
⑤ 昭和48年4月
⑥ 昭和50年8月から57年9月まで
⑦ 昭和60年7月から61年3月まで
⑧ 平成2年2月から同年5月まで
⑨ 平成8年2月から同年5月まで
⑩ 平成9年2月から同年4月まで

私は、昭和45年の大阪万博の開催前後に、A区役所かB市役所のどちらかで最初の国民年金の加入手続を行った。

これまで別番号の厚生年金手帳を3冊から5冊、国民年金手帳を3冊から5冊^{おぼ}っており、納めた国民年金保険料の金額は憶えていないが、C区役所の窓口で現金で納めた以外は、銀行で納めており、申立期間が未納又は申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、いずれの申立期間についても、平成9年7月に社会保険庁が申立人の基礎年金番号に基づき国民年金被保険者資格

の得喪記録を整理した際に、厚生年金保険に未加入であった期間を国民年金の未納期間としたものであり、その後 19 年 12 月に、昭和 63 年 11 月に払い出された国民年金手帳記号番号の記録が基礎年金番号に統合された時点で、申立期間⑧は申請免除期間とされるとともに、申立期間⑨及び⑩は未納期間として確定されたものであると考えられる。

また、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 3 月に払い出されており、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、45 年の大阪万博の開催前後の時期に国民年金への加入手続を行ったとする申立内容は不自然であるとともに、52 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②、③、④及び⑤は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、平成 20 年 4 月に、昭和 52 年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者資格の取得日が 50 年 10 月から同年 8 月に訂正されるとともに、国民年金被保険者資格の喪失時期が平成 9 年 3 月から昭和 57 年 10 月に訂正されていることが確認できるが、訂正前及び訂正後のいずれにおいても、申立期間⑥の国民年金保険料は未納とされている。

加えて、昭和 63 年 11 月には、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間⑥及び⑦は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、D 市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立期間⑧は、国民年金保険料の免除申請手続きに基づき免除が承認された期間とされ、その後も追納されていない期間であることが確認できる。

このほか、申立人の国民年金保険料の納付金額、納付場所等の納付状況に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年1月まで

昭和44年3月から49年1月までの国民年金保険料が未納であるとの回答をもらったが、納得いかない。44年8月に転居したA市B区では、集金人にお金を払い印紙を購入し、自宅で緑色の印紙を貼っていた記憶があり、C市に転居してからも夫が任意加入手続をしていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月にC市において払い出されたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払いだされていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も現在所持する年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

また、申立人の所持する年金手帳の発行日は、昭和49年2月7日と記載されているとともに、この時点において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は任意加入被保険者として国民年金に加入した結果、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は加入手続時点と推測される同日とされており、申立人は申立期間において、国民年金の被保険者ではなかったものと考えられることから、申立人が、申立期間において国民年金保険料を納付していたとの主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を印紙により納付していたと主張するものの、A市に照会した結果、申立期間当時の保険料の納付方法は、納付書による納付であったことが確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間における保険料の納付状況に関する申立人の記憶も明確でなく、申立人が申立期間に係る保険料を

納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められないとともに、同年 7 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 37 年 6 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 39 年 6 月まで

私は学生のころに父を亡くした上、母も病床に伏していたため、結婚するまで生活保護を受けていた。法定免除の手続をした覚えはないが、昭和 36 年 5 月から 37 年 6 月までは法定免除を受けていたはずなのに未納とされているのはおかしい。

また、結婚してからは、義母が自宅に来た集金人に国民年金保険料を支払っていたことから、その場で国民年金に加入し、昭和 37 年 7 月から集金人に保険料を支払い始めた。

しかし、翌月にはA県に転居したため、保険料を支払うことができなくなったので、毎月義母に生活費と保険料を送金し、国民年金保険料を納付してもらっていたのに、昭和 42 年に 37 年 7 月から 39 年 3 月までの保険料が未納であり、同年 4 月から同年 6 月までは未加入であると言われたが、途中で辞めた記憶も無く、この期間が未納あるいは未加入とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、学生のころから結婚するまで生活保護を受けていたと主張しているものの、法定免除に該当することとなった時は、免除理由該当の届書を提出することとされているところ、申立人に法定免除に該当することを届け出た記憶は無いとしており、社会保険事務所が保管する特殊台帳やオンライン記録において、申立人が免除を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の知人からは、生活保護に関する申請等を手伝った記憶はあるとするものの、国民年金保険料の免除申請に関しては知らないとの供述が得られるほか、当該期間当時の生活保護に関する資料も無い。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付は、義母に国民年金保険料の納付を依頼していたと説明しているものの、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする義母は既に死亡しており、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 39 年 6 月であることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払いだされていたことをうかがわせる事情は見当たらず、義母が申立期間②に係る申立人の国民年金保険料を、自宅を訪問する集金人に納付していたとの申立内容には矛盾が認められる。

加えて、申立期間②のうち、昭和 39 年 4 月から同年 6 月までは、国民年金に未加入とされているが、申立人が国民年金への加入手続を行ったと推認できる同年 6 月の時点で、申立人の夫は、船員保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入被保険者とされた結果、加入手続日をさかのぼって被保険者資格を取得することができなかったことから、当該期間が未加入期間とされたものと考えるのが自然である。

加えて、義母が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 36 年 5 月から 37 年 6 月まで国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとともに、同年 7 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることもできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの期間、42年6月から45年3月までの期間、同年7月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和42年6月から45年3月まで
③ 昭和45年7月から46年3月まで
④ 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間①については、国民年金保険料を母親に渡し、母親が近所の集金人に持って行って納付していた。

また、申立期間②及び③については、当時、A市に居住していたが、町内の集金人が町内会費や国民年金保険料を集金に来ており、集金人に納付していた。

さらに、申立期間④については、B市役所の国民年金の窓口に出向いて国民年金保険料を納付しており、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していないとの回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続や申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料を納付した可能性があるとする母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立期間①後の昭和 40 年 10 月 5 日と確認でき、その時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付により納付することは可能であったものの、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和 38 年 9 月においては厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、同月も含めて申立期間の国民年金保険料を納付したとの主張は不自然である。

2 申立期間②から④については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人には、申立期間以外にも未納期間が複数存在し、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立期間②については、申立人は、C市D区の戸籍の附票から昭和 42 年 4 月からC市E町（現在は、C市D区F。）に、同年 7 月からG郡H町（現在は、I市。）に、43 年 5 月からA市に住所を定めていたことが確認できる。

また、申立人は、C市E町に居住していた時は、同町のFにあったC市役所の出張所で、H町に居住していた時はH町役場で、A市に居住していた時はJ銀行K支店で、それぞれ国民年金保険料を納付したと主張するものの、当該市町において、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、当該期間は約 3 年に及び、3つの市町のいずれもが申立人の納付記録を漏らすことも考え難い。

4 申立期間③については、申立人が現在所持している国民年金手帳の昭和 45 年度の国民年金印紙検認記録では、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの欄は検認の押印が確認できるものの、同年 7 月以降は空白であり、同年度の右ページが切り取られたのは 46 年 11 月と割印から確認できることから、この時点では、当該期間は国民年金保険料が未納であったことが推認でき、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年3月までの期間及び59年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から54年3月まで
② 昭和59年10月から62年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。私は、23歳か24歳のころA市B区役所で国民健康保険の加入と同時に国民年金にも加入したと思う。毎月銀行又はA市C区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたので回答に納得できない。また、申請免除の手続をした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年8月28日であることが確認でき、この時点では、申立期間①の大半は、既に時効により過年度納付では国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市B区、同D区及び同E区において、申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、同C区においては、申立人の国民年金被保険者名簿は存在するものの、申立人の申立期間①及び②とも国民年金保険料の納付事実を確

認できず、4区役所のいずれにおいても申立人の申立期間における国民年金保険料の納付記録を漏らしたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②において、申請免除（全額）の記録がある期間も含めて申立期間としており、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いとしているものの、申立人の国民年金被保険者名簿には昭和61年4月から62年3月まで申請免除の記録があり、社会保険庁の記録と一致することが確認できるとともに、国民年金加入者から国民年金保険料の免除申請がなされないのに行政において免除承認の手続が行われたとは考え難い。

このほか、申立期間①は72か月、申立期間②は30か月にも及ぶほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 13 日から 33 年 7 月 30 日まで
昭和 32 年 2 月 13 日に A 社（現在は、B 社。）に入社し、作業員の労災事故に衝撃を受けたことを契機に他の課へ配置転換となり、33 年 7 月 29 日まで勤務した。
しかし、この勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かった
ので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、従事していた業務などを詳細に記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間において、A 社に勤務していたものと推認できるが、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も明確ではない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号 C 番（昭和 32 年 1 月 16 日資格取得）から D 番（昭和 33 年 12 月 4 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、事業主に照会した結果、「申立人に係る人事記録、厚生年金保険関係の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険の資格取得等の届出、保険料の控除の有無は不明であるが、当時、同事業所は、正社員となる前、人によって異なるものの 3 か月から 3 年間の臨時工期間を設けており、臨時工期間中には厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていなかったと思われ、申立人は、臨時工期間中に退職したものとみられる。」との回答が得られたほか、申

立人においても「2、3年したら正社員にするということで入社した。そのまま勤めていれば正社員になっていた。」と供述しており、申立人は、申立期間において臨時工として勤務していたものと推認され、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が記憶している同僚（臨時工）の名前は、上記被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録に見当たらず、姓のみの記憶であるため申立期間前後の厚生年金保険の記録や所在を確認することができず、また、事業所に、当該事業所において、後に被保険者資格を取得した臨時工に係る情報提供を依頼したものの協力が得られず、臨時工期間中の厚生年金保険加入や保険料控除等について、これらを確認できる関連資料及び周辺事情を調査することは困難である。

なお、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、申立期間における申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月ごろから 60 年 10 月ごろまで
② 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 7 年 1 月 1 日まで
③ 平成 7 年 11 月 7 日から 8 年 4 月 1 日まで
④ 平成 14 年 5 月 23 日から 15 年 2 月 1 日まで

それぞれの申立期間について、A社、B社、学校法人C高等学校及びD県立E高等学校に勤務しており、A社以外は在職証明書がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が同僚として名前を挙げた一人について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、同社に勤務していたことが推認できるが、雇用保険の記録において、申立期間前後には別の事業所での加入記録は確認できるものの、申立期間①については、加入記録が見当たらず、勤務期間を特定することができない。

法人登記簿によれば、A社が設立されたのは昭和 54 年 4 月 14 日とされているが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 55 年 12 月 1 日、適用事業所に該当しなくなったのは 59 年 2 月 29 日であって、申立期間①のうち、55 年 5 月から同年 11 月までの期間及び 59 年 2 月から 60 年 10 月までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時点において被保険者資格を取得した者は 19 人であることが確認できるが、

健康保険整理番号に欠番は見られず、申立人の被保険者資格取得届が提出されたことをうかがわせる形跡は無い上、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるまでの間においても健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は、平成元年12月3日に解散しており、事業主も死亡していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間にわたり被保険者であった事業主の妻に、申立期間①当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況等について照会したものの、回答は得られない上、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認でき、申立人が記憶している一人を含む同僚6人に照会したところ、5人からは協力が得られず、回答を得られた一人は申立人を記憶していないと供述しているほか、厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報は得られないことから、当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

一方、申立期間①は5年6か月と長期間であり、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間を通じて被保険者であったのは事業主夫婦のみであり、他の従業員の被保険者期間は数か月であることが確認でき、上記同僚の「従業員の入れ替わりが激しく、みな在籍期間は短かった。少なくとも私が勤務していた期間には、長く働いている者はいなかった。」との供述と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された在職証明書から、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたことが推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、昭和60年10月1日（健康保険整理番号F）から63年4月30日（健康保険整理番号G）までに被保険者資格を取得した者はおらず、それ以降の期間についても、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立期間前についても、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、同事業所の法人登記簿により確認した申立期間②中に監査役であり厚生年金保険の被保険者でもあった事業主の妻及び申立人の申立期間②に係る在職証

明書を作成し申立期間中に取締役であった者に、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したところ、二人からは「申立人は営業の外交員であり、社員はすべて社会保険に加入していたが、外交員は加入していなかった。そのことについては、外交員として入社する際に本人に説明していた。したがって、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っておらず、外交員報酬から保険料を控除することもなかったため、社会保険庁に加入記録が無いのは当然である。」との回答を得られた上、社会保険庁の記録では、申立人が記憶している同僚3人の名前は、B社の被保険者としては確認できず、上記取締役は「申立人が記憶している3人は、申立人と同じ営業の請負制の社員だった。」と供述していること、また、給与支給方法から判断すれば、申立期間②における申立人の労働形態は、事業主との雇用関係には無く、請負関係であったことがうかがわれる。

加えて、申立人に申立期間②における雇用保険の加入記録も無い。

なお、H県I郡J町の記録によると、申立人は昭和62年1月13日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、申立期間②においては、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人から提出された在職証明書（人事記録等を基に作成）から、申立人が申立期間③において学校法人C高等学校に非常勤講師として勤務していたことが認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、学校法人C高等学校は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、同事業所に照会したところ、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っておらず、保険料の控除及び納付も無い。」との回答を得ており、同事業所から提供された平成7年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、8年分及び9年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間③については、申立人に係る雇用保険の加入記録も無く、申立人は国民健康保険に加入していることも確認できる。

なお、K共済事業団においても、申立人に係る共済制度への加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人から提出された在職証明書（人事記録等を基に作成）から、申立人が申立期間④においてD県立E高等学校に非常勤講師として勤務していたと認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、D県教育委員会に照会したところ、「臨時的任用職員等の社会保険加入に係る通知により、申立人は社会保険の適用対象とならない。」との回答を得ている。

さらに、D県立E高等学校に照会したところ、「申立人は、1日の勤務時間及び1か月の勤務日数が固定されていない非常勤講師であり、非常勤講師については社会保険に加入せず、申立人と同様の勤務形態をとる添削講師においても社会保険に加入している事跡は無い。」との回答が得られ、D県教育委員会を通して提供された申立人の出勤簿及び履歴書から、出勤については平均月 2.4 日で最多の月でも4日であること、給与については添削指導1通につき100円、面接指導1時間につき2,890円等の手当であることが確認できる。

なお、申立人は他の非常勤講師が在籍していたことを記憶しておらず、これらの者から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

加えて、申立期間④については、申立人に係る雇用保険の加入記録も無く、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月ごろから 39 年 1 月ごろまで

申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したが、申立てに係る事業所では被保険者としての記録が確認できなかったとの回答を受けた。

しかし、間違いなくA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、当該事業所に運転手として勤務していたことが推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が明らかでない。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票には申立人の名前は記載されておらず、社会保険庁の記録において、昭和 37 年 4 月 20 日から 39 年 2 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号（BからC）に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、「勤務していたのはD営業所ではない。」と供述しているが、申立事業所の出先事業所であるA社D営業所において、昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号も確認したものの、同様に欠番は見られない。

加えて、A社に照会したものの、申立人が申立期間において厚生年金保険

の被保険者であったことを確認できる関連資料や供述を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除された事実については確認できない上、昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月までに被保険者資格を取得している従業員 10 人のうち、存命中で連絡先が判明した 5 人（申立人が名前を記憶していた同僚一人を含む。）に照会したところ、回答が得られた 3 人のうち申立人を記憶していた二人から、当時は試用期間が存在した旨の供述が得られ、各自が記憶している入社時期から 9 か月ないし 1 年以上経過した時点で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（社会保険事務所の記録によれば、適用事業所としての名称は、B社。現在は、C社。以下同じ。）に勤めていた昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までの期間について、厚生年金保険に加入していなかったと回答があった。

当時の資料は持っていないが、同社で働いていたことは事実であり、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及びB社での厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚が申立人を記憶していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、C社では、申立期間当時の関係資料等は保存していないために当時の事情は分からないと回答している上、当時の事業主も死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が「自分よりも先に入社し、自分より後に退職したと思う。」と供述している同僚は、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得

日は申立期間以降の時点であること、及び申立人を記憶していると供述している同僚も、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は同様であることから判断すると、当時、同社では、従業員の全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 9 月 25 日まで
(A社)
② 昭和 57 年 12 月 26 日から 59 年 5 月 28 日まで
(B社)
③ 昭和 59 年 6 月 29 日から 60 年 10 月 1 日まで
(C社)
④ 昭和 61 年 9 月 2 日から 63 年 4 月 22 日まで
(C社)
⑤ 昭和 63 年 10 月ごろから平成 2 年 1 月ごろまで
(D社)
⑥ 平成 2 年 5 月ごろから 3 年 2 月ごろまで
(E社)
⑦ 平成 3 年 9 月ごろから 4 年 9 月ごろまで
(F社)

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、上記申立期間の記録が確認できなかった。社会保険には加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、上記被保険者名簿から名前が確認でき、当該期間と同時期に申立

人と同じ運転業務に従事していた同僚からは、「ドライバーは、社長と事務担当者を除いて 10 人以上いた。車も 10 台以上あった。」旨の供述が得られるが、上記名簿によれば、当該期間中の昭和 49 年 1 月 1 日の時点での厚生年金保険の被保険者数は 3 人しか確認できず、当時、当該事業所においては、従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認される。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は昭和 57 年 12 月 26 日となっており、当該期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得したことの記録は確認できない上、1 年以上の期間でありながら、当該期間における標準報酬月額算定の記録も確認できない。

また、B 社の当時の労務担当者から、「雇用保険と合わせて厚生年金保険も従業員全員を加入させていた。雇用保険だけに加入させたり、在籍中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続をしたことは無かった。」との供述が得られている上、同僚から、「会社は厚生年金保険に係る手続はキッチリしていたと思う。自分は入社時から退職時までの厚生年金保険被保険者記録がある。」旨の供述が得られているところ、申立人の雇用保険の記録は厚生年金保険の被保険者記録と合致する。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立人については、B 社を昭和 57 年 12 月 25 日に離職した後に雇用保険を受給した記録が確認できる上、当該期間の一部（昭和 59 年 3 月 14 日から同年 5 月 28 日までの期間）において、申立て事業所とは異なる G 社において雇用保険の被保険者であった記録が確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、G 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、G 社の事業主から、「会社が独自に作成している『厚生年金雇用保険加入者台帳』からみれば、申立人が雇用保険に加入していたことは間違いないが、厚生年金保険に加入させた記録は無い。」との回答が得られている。

- 3 申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間において C 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録は昭和 60 年 10 月 1 日になっており、当該期間における記録は確認できない。

また、当時の労務担当者からは、「入社後、見習期間として 1 年程度厚生年金保険への加入を見合わせる等の措置がほとんどの社員に採られていた。それ以上に本人が希望すれば、加入そのものを見合わせていた。この

ようなケースで、厚生年金保険に加入していなかった社員はかなりいた。」旨の供述や、厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認でき、申立人と同じ運転業務に従事していた同僚から、「当時、全員に試用期間はあった。自分は入社して3か月後に厚生年金保険に加入させてもらった。」旨の供述が得られている。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、事業主についても連絡先が確認できない。

- 4 申立期間④については、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間③の始期である昭和59年6月29日から継続して61年10月20日までの期間及び62年8月1日から申立期間④の終期である63年4月22日までの期間において、C社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日に係る記録は昭和61年9月2日となっており、当該期間における厚生年金保険の被保険者資格の再取得に係る記録は確認できない上、申立期間は1年以上に及ぶのにもかかわらず、当該期間において標準報酬月額算定の記録も見当たらない。

また、当時の労務担当者からは、「いったん厚生年金保険に加入させた社員については、退職しない限り、途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることはなかったと思う。」旨の供述が得られている。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立人がC社を昭和61年10月20日に離職した後に雇用保険を受給した記録が確認できる。

- 5 申立期間⑤については、雇用保険の記録及び事業主の供述より、申立人が、平成元年4月1日から同年10月1日までD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によるD社に係る職歴審査照会回答票では、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、事業主から、申立人に係る当該期間当時の源泉徴収簿の写しが提出されており、同徴収簿により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、事業主は、「申立人は当社に在籍はしていたようであるが、社会保険には加入していない。当時はすぐに辞める者も多く、また加入を望まない者も多かったため、加入させていないのではないかと。現在は、全員を厚生年金保険に強制加入させているが、当時は申立人と同様の業務に従事していた同僚で、厚生年金保険に加入していない者は多い。」との供述が得られている。

- 6 申立期間⑥については、社会保険庁のオンライン記録によるE社に係る職

歴審査照会回答票では、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、事業主からは、「当社に在籍していた履歴は無いのではないかと。厚生年金保険の加入記録に関しては、当社で独自に作成している『年金加入者ノート』に申立人の名前は無く、当社において年金に加入させたことの履歴は無い。」との回答を得ている。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、E社に係る申立人の雇用保険被保険者記録を確認することができず、当該期間の一部（平成2年3月15日から同年6月28日までの期間）において、申立期間⑦に係るF社における雇用保険被保険者記録が確認できる。

- 7 申立期間⑦については、雇用保険の記録により、申立人が、平成3年9月2日から4年9月25日までF社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によるF社に係る職歴審査照会回答票では、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、事業主からは、「申立人は、当社に在籍はしていたようだが、社会保険には加入していない。平成2年6月以前からの厚生年金保険の資格取得届、資格喪失届及び標準報酬月額算定届のすべてを保管しているが、当該資料には申立人の記録は出てこない。当時はすぐに辞める者も多く、また、加入を望まない者も多かったため加入させていなかったのではないかと。現在は、全員を厚生年金保険に強制加入させているが、当時は申立人と同様の業務に従事していた同僚のうちで、厚生年金保険に入っていない人は多い。」との供述が得られている。

- 8 加えて、申立人は、申立期間②に係る同僚3人の名前しか記憶しておらず、当該同僚のうち二人については、連絡先が確認できないことから聴取することができず、聴取できた一人及び申立てに係る各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた多数の同僚からも、上記以外には、各申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する情報についての供述は得られない。

このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 14 日から 46 年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 7 月 26 日から 47 年 3 月 16 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 43 年 3 月から 46 年 5 月までの期間、及びB社C支店に勤務していた同年 7 月から 47 年 3 月までの期間に係る脱退手当金が支給済みになっていた。

しかし、受給した記憶は無く、支給したとされている時期は、結婚して姓が変わっており、銀行等には振り込めなかったはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、同名簿において、申立人と同様に「脱」の表示がある者全員に、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失後の脱退手当金支給記録が確認できる。

また、支給対象期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格期間を満たさないところ、過去のすべての被保険者期間を対象とした脱退手当金が支給されている上、社会保険事務所に、申立人に係る脱退手当金支給報告書が保存されていることに加え、当該報告書の記載内容は社会保険庁のオンライン記録と一致するとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 47 年 6 月 30 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A市B区Cに所在していたD社からE社（現在は、F社G工場。）に派遣されていた昭和55年10月1日から56年3月31日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が漏れているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているD社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立期間において、申立人が申し立てているA市B区Cに在って、厚生年金保険の適用事業所であった同業種の会社は、H社（現在は、H社I支社。）のみであり、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名字を挙げた同僚二人の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、H社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によるH社に係る職歴審査照会回答票では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、H社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主である同社I支社長からは下記の供述以外は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が

確認でき、聴取できた二人のうちの一人である上記元支社長は、申立人が派遣先として勤務していたと供述しているE社との間で業務に関する契約は無かった旨を供述している上、残る一人である元同社I支社次長は、「従業員の給与は時給計算であり、定額の給与はあり得ない。」と供述しており、申立人が毎月定額で給与の支給を受けていたと供述している内容と符合せず、両人は、申立人の記憶は無いとしている。

加えて、申立人が派遣されていたとするF社G工場は、申立期間における自社の業務は自社の従業員により行っていたと回答している。

一方、申立期間当時、事業所の名称が類似するJ社K本部（申立期間当時の名称は、L社。）、及びJ社本社からは、「申立期間当時、事務所はA市B区Cには無く同市M区に在って、N県内の事業所に係る社会保険関係の手続はすべて本社で行っていた。申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び『雇用保険喪失台帳』を保管しているが、申立人の記録は無い。さらに、E社との業務契約も無い。」との回答が得られている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場（現在は、C社。）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは間違いのないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録があり、事業主及び同僚が当該事業所には試用期間があったと供述していることから判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上記名簿では、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 29 年 10 月 1 日とされており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

また、現在の事業主に聴取したところ、「A社B工場では、申立人に係る関係資料等は保存していないが、申立期間当時は試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」旨を回答しており、当時の同僚からも、当該事業所には試用期間があったとの供述が得られている。

さらに、当該同僚は、中学校を卒業した翌月の昭和 29 年 4 月に当該事業所に入社したと供述しているにもかかわらず、同人は、申立人と同じ同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録が確認でき、申立人が同年 7 月ごろに同時に入社したとして名前を挙げる同僚も、申立人と同じ同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録が確認できることから判

断すると、当該事業所が、一律に従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から29年9月まで

社会保険事務所の記録では、昭和22年1月から29年10月にかけて勤務したA社B炭坑における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

私は、当時、脱退手当金の請求に係る書類に捺印等を一切行っておらず、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す記録がある。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和30年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、資格喪失日当時は通算年金制度創設前であった。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 30 年 5 月ごろまで
② 昭和 30 年 6 月ごろから 31 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。①の期間はA社B炭鉱に、②の期間はC社にそれぞれ勤務していた。A社B炭鉱を退社して、C社に入社した日は憶^{おぼ}えていないが、それぞれ勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B炭鉱に係る申立期間①について、申立人は、当時の同僚の名前や勤務の状況について具体的に記憶しているものの、申立人が名前を挙げる同僚について、同事業所における健康保険厚生年金保険の被保険者名簿において被保険者記録が確認できず、所在も不明で供述も得られない。

また、社会保険庁の記録により、当該期間において、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人が名前を挙げる同僚とは別の二人の者から聴取したものの、申立人と申立人が挙げる同僚を知らないとの供述しか得られない上、当該事業所を退社した日についての申立人の記憶は明確ではないため、申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していたことが確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立てに係る事業所（A社B炭鉱）が所在していた周辺の炭鉱等

5 事業所を抽出して、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の名前は見当たらない。

- 2 C社に係る申立期間②について、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人が名前を挙げる上司は、「C社は確か昭和 31 年ごろに開坑した。」と供述している上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所は、昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間のうち同日以前においては適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、当時の事業主は既に死亡し、申立人が名前を挙げる上司及び同僚は、申立人が勤務していた記憶はあるが、その期間の特定はできないとするほか、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からないと供述している上、当該事業所に入社した日についての申立人の記憶は明確ではないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から33年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（承継事業所は、B社。）における申立期間の記録が欠落している旨の回答があった。

申立期間中は、A社のC出張所へ転勤異動し、以後同社を昭和49年7月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人や同僚の供述及び事業所名の特定はできないものの、雇用保険の記録により、昭和29年1月に被保険者資格を取得（昭和43年8月に離職）したとの加入記録から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社C出張所は昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間における記録は確認できない上、事業主及び同僚の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じく当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日付と同一であることが確認できる。

また、B社に照会した結果、同社では、同社にて定年退職した者の記録のみを保管し、途中退職者の記録は保存していないとしており、同僚3人から聴取しても、申立期間における厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られず、申立期間当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から29年7月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。私は昭和27年3月に新制高校を卒業し、同年4月からA社B鉱業所へ入社し、技術職員として同事業所の電気関係課へ配属され、社内で専門知識を習得し、機械操作技術や採炭現場の実地体験等の訓練を受けた。その同課は、坑内から石炭を満載した炭車を引き揚げる捲揚機^{まき}の運転作業等を行っており、誤認等があると甚大な労働災害を招くおそれのある重要な任務を負っていたため、極めて神経を酷使する過酷な業務であった。

厚生年金保険被保険者証や給与明細書等の資料は無いが、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったということを、ご理解いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社B鉱業所における複数名の同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前を確認することができず、申立期間より前の昭和25年4月10日から31年8月22日までの期間（申立期間を包含する期間）において、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。考え難い。

さらに、当該事業所は、昭和 38 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業も廃業していることから、当時の人事記録及び賃金台帳等は見当たらず、当時の事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 20 日から 44 年 2 月 18 日まで
② 昭和 44 年 3 月 7 日から 48 年 3 月 17 日まで

中学卒業後の昭和 38 年 8 月のお盆過ぎから、A市にあるB社で勤務し始めた。その間、失業保険を何度か受給したが、A市を起点に関西方面で勤務していたことは間違いない。

また、会社からもらった健康保険証を使用して病院を受診しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が名前を挙げる同僚の供述並びに雇用保険の記録から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部期間は適用事業所ではなかったことが確認でき、適用事業所となった後についても、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）には、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立期間において、健康保険証の番号にも欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げる同僚のうち、申立人の出身地及びその勤務形態が類似する同時期に勤務していた一人は、申立人が退職したとする後の昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、別の一人は、被保険者名簿において厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができないとともに、同僚の供述によれば、当該事業所が厚生年金保

険の適用事業所となった時期に、季節工でない従業員が 100 人程度いたと推認されるが、適用事業所となったときの被保険者数は 47 人であることが被保険者名簿から確認できることから判断すると、当該事業所においては、一部の者について厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行わなかった可能性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B社は、昭和 56 年 10 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同年 11 月 11 日に裁判所により破産宣告を受けている上、当時の事業主に連絡がとれず、当時の人事記録等による勤務の実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人には厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶も無い。

なお、健康保険については、厚生年金保険の適用事業所となる以前及び以後においても、季節工を含めた従業員がC国民健康保険組合に加入していたとの供述を、申立人の同僚で、事務を担当していた複数の者から得られている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月17日から27年5月1日まで
(A社B炭礦)
② 昭和29年7月31日から31年6月1日まで
(C社D炭坑)

A社B炭礦(社会保険庁のオンライン記録では、「E社F鉱業所」。以下同じ。)は途中で辞めたことになっているが、自動車免許を取得した昭和26年11月には、確実に在職しており、トラックの運転手として継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、C社D炭坑では、閉山までトラックの運転手として勤務しており、3年以上勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間の前後において、A社B炭礦で、厚生年金保険の被保険者となっていること、及び自動車免許を取得した事情等の説明が具体的であることから判断すると、申立期間においても引き続き勤務していた可能性を否定できないものの、同時期にトラックでの石炭の運搬業務に従事した同僚の多くは死亡しており、所在を確認できた同僚から聴取しても、申立人が申立期間において、当該事業所に引き続き勤務していたとの供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下、「被保険者名簿」という。)により、厚生年金保険の記号番号がそれぞれ別の番号で記録されている昭和25年5月5日から26

年5月17日までの期間及び27年5月1日から同年12月12日までの期間において厚生年金保険被保険者としての申立人の記録は確認できるものの、申立期間に係る記録は確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い上、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が申立人には無い。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社B炭礦は、昭和38年11月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人の閉山時の状況の説明は具体的であることから判断すると、申立期間においても引き続きC社D炭坑に勤務していた可能性を否定できないものの、申立人は同時期に勤務した同僚の名前を記憶しておらず、また、被保険者名簿に記録のある者から聴取しても申立人の記憶は無いとし、申立人が申立期間において当該事業所に引き続き勤務していたとの供述が得られない。

また、社会保険事務所が保管する同事業所に係る被保険者名簿において、申立人が昭和27年12月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年7月31日に資格を喪失するとともに、健康保険証を返納している旨の記載が確認できる上、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらないとともに、申立期間における申立人の記録を確認することもできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての具体的な記憶が申立人には無い。

加えて、C社D炭坑は、社会保険事務所の記録によれば、昭和31年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録等による勤務の実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、昭和29年7月ごろ、同事業所では労働問題の不手際により、複数の従業員が職場に復帰できず、退職を余儀なくされたとの供述を得ている。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 5 月まで

A社で一緒に働いていた同僚は、厚生年金保険に加入していた記録があるのに、自分の分だけ記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が従事したとする内容及び同僚名などの説明、申立人が名前を挙げた同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録を確認することができない。一方、申立期間において、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人と同時期に勤務していたとする同僚の一人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金被保険者としての記録を確認することができない。

さらに、当該事業所は、申立期間の前後において、数か月に一度、まとめて厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していることが確認でき、同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者から、資格取得日前に入社した旨の供述が得られることから判断すると、当該事業所においては、入社後、直ちに厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行わなかった上、入社日を被保険者資格の取得日として届け出ていなかった可能性が認められる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除についての明確な記憶が申立人に無い上、A社は、現在では、B社として現存しているものの、同社に照会しても、申立期間当時の人事記録等は保存されていないと回答しており、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月ごろから 33 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

私が勤務したA鉱業所は法人ではなく、所在地はB県C郡D村（申立期間当時。現在は、E市。）にあって、事業主はFという名前だった。事業主が、「保険は全部あるからね。」と言ったのを憶えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA鉱業所は、社会保険庁及び社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人が事業主とする名前から事業所を特定することができず、また、当時の同僚の名前に関する記憶が申立人に無く、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、G商工会に照会しても、「A鉱業所に係る資料は見当たらず、当該事業所が当商工会の会員であったか否かも不明である。」との回答しか得られず、A鉱業所の存否が確認できないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することもできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで
② 昭和 60 年 10 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間②については、入社当時の源泉徴収票もあり、いずれの事業所にも勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、公共職業安定所が保管する雇用保険記録には、A社及びB社に係る申立人の被保険者記録を確認することができない。

また、申立人は、「健康保険被保険者証を会社からもらった記憶は無く、厚生年金保険料等の控除についても確認していた記憶が無い。」と供述している。

2 申立期間①については、申立人が名前を挙げた二人の同僚の名前が、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）で確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は考えられる。

しかし、同社の被保険者名簿には、申立人の名前を確認することができず、申立期間①より前の昭和 50 年 9 月 1 日以降の期間においても、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた数名の同僚のうち、一人については、同被保険者名簿で確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和63年2月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局が保管する法人登記簿謄本によれば、平成14年12月3日付けで、商法第406条ノ3第1項の規定により解散と記録されている。

加えて、事業主も既に死亡しており、当時の社会保険事務を担当していた者の名前も判らず、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

なお、申立期間①の一部の期間（3か月）について、申立人に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

- 3 申立期間②については、B社における複数名の同僚調査から、いずれも申立人に記憶があり、申立人に係る昭和60年分給与所得の源泉徴収票（本人交付用）により、退職年月日の特定はできないものの、入社年月日及び勤務の実態が確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前を確認することができず、申立期間②より前の昭和60年8月1日から62年4月1日までの申立期間②を包含する期間においても、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険庁が保管する同社に係る被保険者縦覧照会回答票においても、申立人の名前を確認することができない。

さらに、B社が発行した昭和60年分給与所得の源泉徴収票（本人交付用）の「社会保険料等の金額、給与等からの控除分」欄には、「0」と記載されており、申立人に支給された60年分の給与からは、事業主による厚生年金保険料の控除は行われていなかったことが確認できる。

なお、B社本社は、「申立期間に係る申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については、根拠となる資料等が無いので、不明であるが、当時を知る当社従業員に確認したところ、運送乗務員の定着率が低く、当時は入社しても一定期間は試用期間という意味から、厚生年金保険の資格取得手続を行わなかった時もあったようだ。」と回答している。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 42 年 10 月 1 日以降も残務整理のため勤務しており、同社が適用事業所であった期間は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点における残務整理の状況を詳細に記憶していることから、申立期間について当該事業所で勤務していた可能性を否定することはできない。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所の雇用保険記録においても、A社に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和 42 年 5 月 26 日、備考欄には健康保険証が返納されたことを示す「証返納済 42. 8. 1」の記載が確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、現在のA社代表取締役役に聴取しても、「申立人のことは憶^{おぼ}えておらず、当時の事務処理についても分からない。また、当時の資料も無く、当時の事業主は既に死亡している。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同じ昭和 42 年 5 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている者から聴取しても、当時の勤務実態及び

厚生年金保険の適用状況についての有力な情報を確認することができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から27年8月24日まで
② 昭和29年5月1日から同年7月30日まで
③ 昭和29年10月1日から33年12月21日まで
④ 昭和27年8月24日から29年5月1日まで
⑤ 昭和29年7月30日から同年10月1日まで

申立期間①、②及び③について、社会保険事務所の記録では、A社を退職した後の昭和34年5月28日に脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

申立期間④及び⑤については、B社退職後の昭和27年8月24日から29年10月1日まで、C社において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、A社の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、当該事業所を退職した約2か月後の昭和34年2月12日に、旧姓から婚姻後の姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年5月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚

生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期であり、当該事業所において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月21日に近い時期に資格喪失した女性3人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、一人は資格喪失の約5か月後に脱退手当金の支給決定がなされている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間④及び⑤について、C社における当時の役員及び申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているC社については、社会保険事務所の記録によれば、昭和29年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間④における適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和29年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月30日に喪失しており、申立期間④及び⑤における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人は昭和29年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月30日に喪失していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所の当時の役員に照会したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人に係る関係資料等は保存していないため、厚生年金保険の適用については分からない。ただし、当時は、経営状態が思わしくなく、事業を縮小していた記憶がある。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、

申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 20 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 31 日から 45 年 1 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において勤務していた期間のうち、昭和 35 年 10 月 20 日から 38 年 5 月 1 日まで被保険者資格の空白期間があり、また、同年 12 月から勤務していたB社における被保険者期間が 43 年 12 月 31 日までとなっているとの回答があった。

これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 35 年 10 月 20 日に被保険者資格を喪失し、備考欄には健康保険証が返納されたことを示す「被証返還」のスタンプ印が押印されており、38 年 5 月 1 日には被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の取締役等に照会したところ、「申立人の名前は記憶しているが、人事記録等を保存していないため、具体的な雇用期間を確認することはできない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人と一緒に勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間については記憶に無い。専門の職人はいくつかの事業場で経験を積み技術を身につけていくので、当時、入退社を繰り返している者は多かった。」と供述している上、このほか供述を得られる同

僚がないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立期間前後に、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が継続しておらず、被保険者期間に空白期間がある者が5人確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、退社日の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和43年12月31日に被保険者資格を喪失しており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明のため照会することはできないが、同事業所に勤務していた同僚は、「申立人と一緒に勤務していた記憶があり、具体的な勤務期間については記憶に無いが、専門の職人として技術が身についたところで、一般の従業員から請負の形に移行していたかもしれない。」と供述しており、申立人は「当時、請負のような形で働いていたかもしれない。」と供述していることから、当時、同事業所では職種によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年から28年まで
② 昭和28年9月7日から34年10月31日

A鉱業所に勤務していた申立期間①について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、被保険者記録が確認できないとの回答があった。当時、一緒に勤務していた同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所の記録では脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A鉱業所における当時の事業主の親族の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所の当時の事業主は死亡しているため、当該事業主の親族に照会したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時は、社会保険に加入しなくてもよかったため、厚生年金保険の適用事業所としての

届出は行っていない。」と回答している上、申立人が同僚として名前を挙げた者の同事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認することができず、連絡先も不明であることから、当時、同事業所では、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約12か月後の昭和35年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該名簿の申立人の氏名は、当該事業所を退職した約6か月後の昭和35年4月26日に、旧姓から婚姻後の姓に氏名変更及び生年月日の訂正が行われており、申立期間の脱退手当金は同年10月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更等が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期であり、当該事業所において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年10月31日の前後に資格喪失した女性8人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、二人については脱退手当金の支給決定がなされており、厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 31 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答があった。
A社（現在は、B社。以下同じ。）がC社を立ち上げるために採用され、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでA社において被保険者となっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録が昭和 46 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで確認できること、及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立期間当時、申立人がC社において勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和 46 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、45 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、公共職業安定所の記録においても、同日に雇用保険被保険者資格を喪失していることを確認することができる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「当時の人事資料等は保存しておらず、私自身も、申立人と同日に、A社における厚

生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当時の社会保険事務手続については分からない。」と回答しており、B社においても、「当時の関係資料等は保存しておらず、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と回答している上、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年4月1日に同事業所の被保険者資格を取得している同僚は、「A社からC社に移籍してきた申立人と一緒に仕事をしていましたが、入社した当初は厚生年金保険の適用は無かったと記憶している。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。